

# 公立大学法人滋賀県立大学における障害学生等の支援に関する規程

平成 22 年 2 月 2 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 138 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 障害学生等支援体制（第 3 条）
- 第 3 章 障害学生等支援会議（第 4 条－第 7 条）
- 第 4 章 委任（第 8 条）
- 付則

### 第 1 章 総則

#### （趣 旨）

第 1 条 この規程は、滋賀県立大学（以下「本学」という。）が、心身等に障害のある者を受け入れ、修学等の支援を行うための体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

#### （対象者）

第 2 条 この規程において、支援対象となる「障害学生等」とは、本学への入学志願者、入学選抜合格者、入学手続き完了者または在籍者であって、心身等に障害があるものをいう。

### 第 2 章 障害学生等支援体制

#### （支援体制）

第 3 条 本学に障害学生等支援会議（以下「支援会議」という。）を置き、障害学生等に対する支援のための基本的な対応方針等を協議する。

2 本学は、障害学生等およびその関係者と修学等必要な支援に関する相談の場を設け、次により支援を行うものとする。

- (1) 相談は、面接その他の方法により行うこととし、学生支援センターがその窓口となる。
- (2) 支援会議は、相談内容について協議の上、関係部署および委員会と連携を図りながら、対応方針を決定する。
- (3) 本学は、前号の対応方針に基づく支援内容を障害学生等に通知する。

### 第 3 章 障害学生等支援会議

#### （協議事項）

第 4 条 支援会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害学生等の支援のための基本的な対応方針に関すること。
- (2) 障害学生等の支援のための連絡調整に関すること。
- (3) 障害学生等の教育および学生生活に係る指導および助言に関すること。
- (4) その他障害学生等の支援に関し必要な事項

#### （組織）

第 5 条 支援会議は、座長および委員をもって組織する。

- 2 座長は、教育を所掌する理事をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる教職員のうちから、協議する案件ごとに座長が指名する。

- (1) 理事
- (2) 学部長
- (3) 学生支援委員会委員
- (4) 入学試験委員会副委員長
- (5) 教務委員会委員
- (6) 総務課長
- (7) 財務課長
- (8) 経営企画課長
- (9) 教務課長
- (10) 地域連携・研究支援課長
- (11) 学生相談室長
- (12) その他座長が必要と認めた者  
(運営)

第6条 座長は、支援会議を招集する。

- 2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代行する。  
(事務)

第7条 支援会議の事務は、事務局学生・就職支援課および教務課において処理する。

#### 第4章 委任 (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、障害学生等の支援のために必要な事項は、支援会議が別に定める。

#### 付 則

この規程は、平成22年2月2日から施行する。

#### 付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第5条関係)

#### 付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(第5条関係)

#### 付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第5条、第7条関係)